



2023年6月29日

各 位

会 社 名 株式会社TBSホールディングス
代表者名 代表取締役社長 佐々木 卓
(コード：9401 東証プライム)
問合せ先 総務局コーポレート業務推進部長 石井 明夫
(TEL 03-3746-1111)

子会社役員向け株式報酬制度（RS 信託）の導入及び
信託における株式取得に関する事項の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の一部子会社（以下「対象子会社」といいます。）の取締役（以下「子会社取締役」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）が導入されることに伴い、本制度運用のために当社が信託（以下「本信託」といいます。）を設定することを決議し、また併せて、本信託の受託者が行う当社株式取得に関する事項について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、対象子会社における本制度の導入については、既に各対象子会社の本年開催の定時株主総会において承認されております。

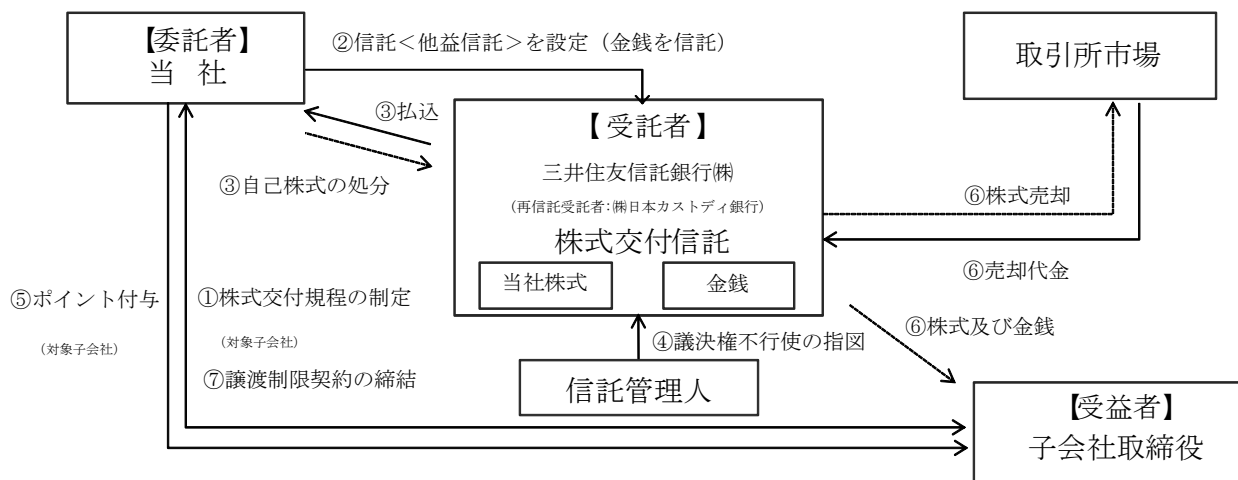
本制度の概要については、本日当社が本信託に対する自己株式の処分のために提出した「有価証券届出書」をご参照ください。

記

1. 本信託の概要

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	子会社取締役のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員並びに当社子会社及び当社子会社役員から独立した第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2023年7月21日
(9) 金銭を信託する日	2023年7月21日
(10) 信託終了日	2028年8月31日（予定）

2. 本信託の仕組みの概要



- ① 各対象子会社は子会社取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は子会社取締役を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します(本信託)。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分による方法によります。)
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員並びに当社子会社及び当社子会社役員から独立している者とします。)を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、対象子会社は子会社取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした子会社取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
- ⑦ 交付される当社株式について、当社と当該子会社取締役との間で、交付日から退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結いたします。当社は当該子会社取締役の退任時に、交付した譲渡制限付株式の譲渡制限を解除いたします(譲渡制限が解除されなかった株式については、当社が無償取得いたします)。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託(再信託)します。

3. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として当社が 信託する金額	162,656,250 円
(3) 取得する株式の総数	62,500 株
(4) 株式の取得方法	当社の自己株式の処分を受けることによる取得
(5) 株式の取得時期	2023 年 7 月 21 日

以 上